

あいとぴあレンボープラン計画策定の方向性について

1 計画の目指す姿

超高齢社会にあっては、社会保障は世代を超えた全ての人々が連帯し、困難を分かち合い、未来の社会に向けて協力し合うためにあるという認識を、世代間対立に陥ることなく、全ての世代にわたって広く共有していかなければなりません。

そのため、年齢に関わりなく、全ての市民が、その能力に応じて負担し、支え合うことにより、それぞれの人生のステージに応じて、必要が保証がバランスよく提供されるよう、更にこれらの生まれる「将来世代」にも私たちが享受してきた保証が提供されるよう、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する必要があります。

全世代対応型の社会保障制度を実現するためには、制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会、すなわち地域共生社会を実現することが必要です。

地域共生社会の実現に当たっては、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要となります。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものです。その際、公平、迅速、かつ効率的に支援を届けるため、デジタル技術の活用を積極的に図ることも重要です。

さらに、今後人口減少が進む中で、地域社会における支え合い機能が低下し、市民の日常生活の維持に課題が生じる事態も想定されます。地域社会におけるつながりの弱体化を防ぎ、市民同士が助け合う「互助」の機能を強化することが重要であり、地域における「互助」を支えるコミュニティ機能の強化に向けた取組を推進することが重要です。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた取組を進めることにより、全世代対応型の社会保障制度の実現を目指します。

2 狛江市福祉基本条例

(1) 狛江市福祉基本条例（以下「条例」という。）前文では、地域共生社会の実現に向けた決意が次のように示されています。

わたしたち狛江市民は、全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもち、ささえあって、ともに生きる地域共生社会の実現を目指している。

（中略）

市は、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者

とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互にささえあうことを通じて、多様性を認め合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。

(2) 条例第20条第2項では、市の独自規定として、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に当たり、次のことが市に義務付けられています。

(包括的な支援体制の整備)

第20条（中略）

2 市は、包括的な支援体制を整備するに当たり、福祉及び保健関係部署のみならず、住宅、教育、コミュニティ関係部署等が地域生活課題を把握するとともに、当該地域生活課題の解決に資する支援を行う関係部署相互間の連携を図り、福祉のまちづくりに資する事業を一体的に実施するものとする。

(3) 条例の規定を踏まえて、計画を策定し、政策・施策・事業を一体的に実施していく必要があります。

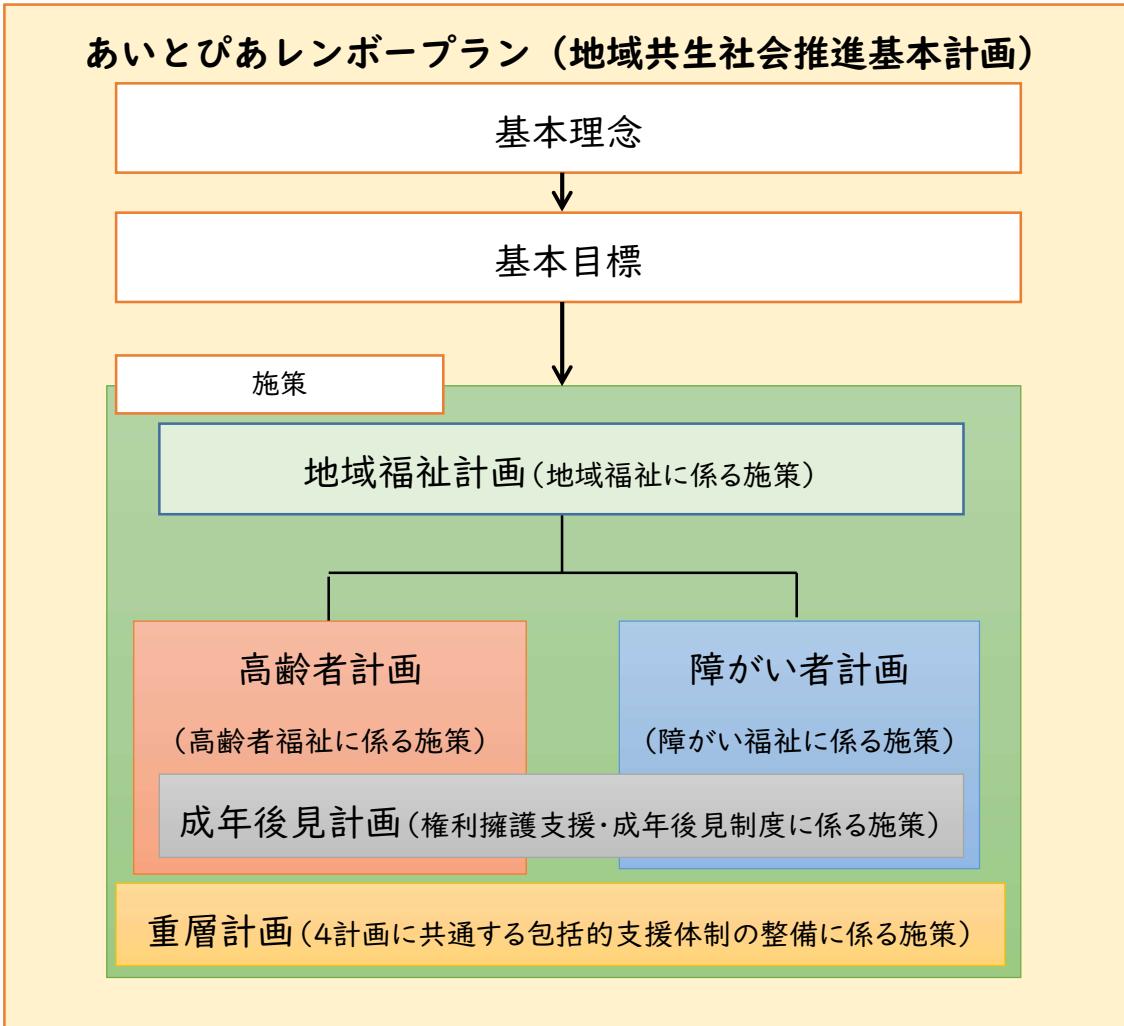
3 あいとぴあレンボープラン（地域共生社会推進基本計画）

(1) 全世代対応型の社会保障制度の実現を目指すためには、福祉のまちづくりに資する政策・施策・事業を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

そのため、対象者別の高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「高齢者計画」という。）及び障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（以下「障がい者計画」という。）、対象者別計画に共通する権利擁護支援、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進する第2期成年後見制度利用促進基本計画（以下「成年後見計画」という。）並びに包括的な支援体制を整備するための事業である重層的支援体制整備事業を推進する第2期重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層計画」という。）を上位計画である第5次地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）をあいとぴあレンボープラン（地域共生社会推進基本計画）（以下「基本計画」という。）として一体的に策定することにより、福祉のまちづくりに資する政策・施策・事業を一体的に実施してまいります。

福祉のまちづくりに資する政策・施策・事業を一体的に実施するためには、地域福祉計画、高齢者計画、障がい者計画、成年後見計画及び重層計画（以下「5計画」という。）の中で目指す福祉のまちづくりの方向性（以下「基本理念」という。）を示し、この基本理念を達成するための共通した目標（以下「基本目標（政策）」という。）の下、施策を推進する必要があります。

そこで、基本計画として基本理念・基本目標を掲げ福祉のまちづくりに資する基本目標（政策）・施策を一体的に実施してまいります。



(2) 施策として示すべき事項

ア 施策とは、基本目標（政策）を実現するために取り組むべき方策を示すものです。

基本計画では、基本理念、基本目標、施策（具体的な内容・方向性・ねらい）を記載するものとします。

イ 各計画のガイドライン等（例：地域福祉計画の策定・改定ガイドライン）では、記載することが望ましい施策が示されておりますが、地方公共団体によって取り組むべき課題は異なりますので、市の課題を踏まえた施策のみを原則として示すものとします。ただし、法令及び各計画のガイドライン等で記載が求められている事項は全て記載するものとします。

(3) 事業について

ア 現行計画では、計画期間内に実施するべき事業についても記載されております。

イ 事業とは、施策を実現するための、行政の具体的な手段を示すものです。具体的な手段を実施するに当たり財源が必要となる場合には、予算の裏付けが必要となり

ます。

事業の実施は、毎年度の予算編成において、市の財政状況や周辺環境の変化、事業の優先度その他の理由により決定されるものです。

ウ そこで、あいとぴあレンボープラン（地域共生社会推進基本計画）実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、基本計画で設定した施策を着実に推進していくため、市が当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするものとします。

4 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。高齢者計画のうち介護保険事業計画及び障がい者計画のうち障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については法令の定めに従い令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

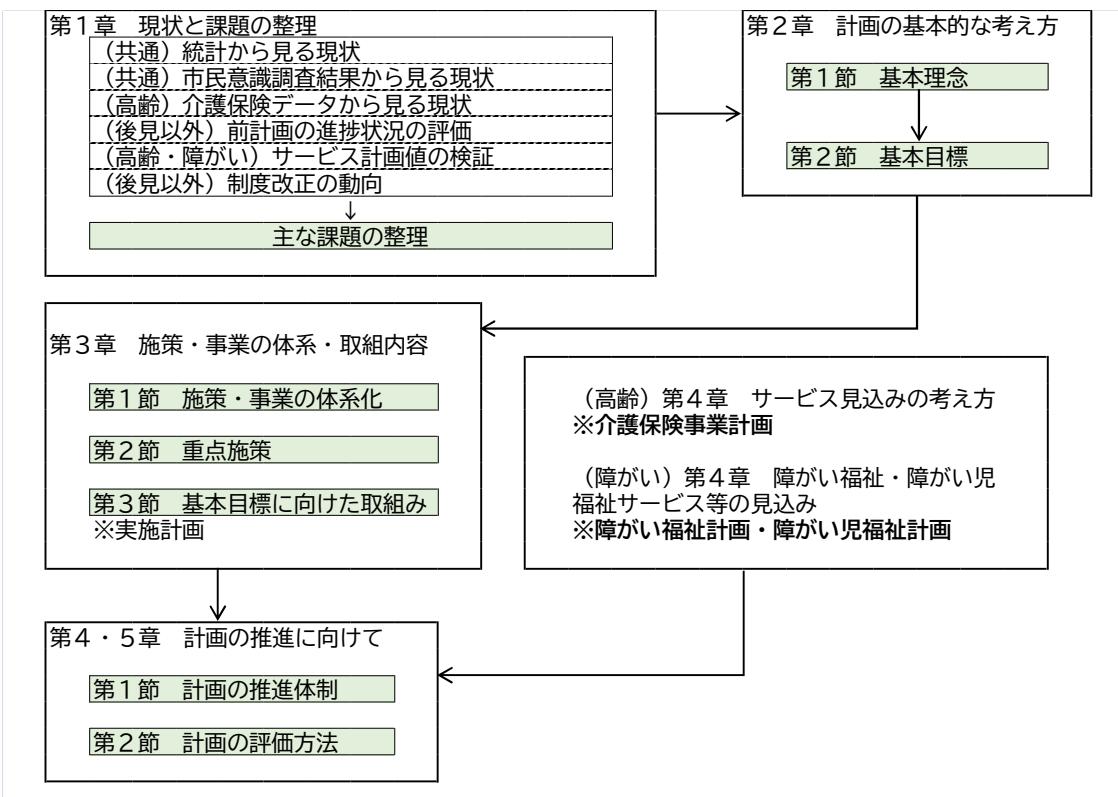
高齢者保健福祉計画及び障がい者計画については、第10期介護保険事業計画及び第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定の際、必要があれば施策の見直しを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本計画						
地域福祉計画						
高齢者計画						
介護保険事業計画		第9期			第10期	
障がい者計画						
障がい福祉・障がい児福祉計画		第7期・第3期			第8期・第4期	
成年後見計画						
重層計画						

5 計画書の構成

(1) 現行計画

地域福祉計画、高齢者計画、障がい者計画及び成年後見計画いずれも次の構成となっています。矢印は、計画策定に当たっての論理的な流れであり、この流れに沿った構成としています。



(2) 新計画（案）

現行計画の「第1章 現状と課題の整理」を資料に記載し、市民にとって分かりやすい計画とします。

第1章 はじめに

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画期間
- 第4節 計画策定体制

第2章 基本理念

第3章 基本目標

第4章 施策

- 第1節 施策体系
- 第2節 施策一覧(重点施策・具体的な内容・方向性・ねらい)

第5章 サービス等の見込み

- 第1節 介護保険サービスの見込み
- 第2節 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込み

第6章 計画の推進に向けて

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 計画の評価方法

資料

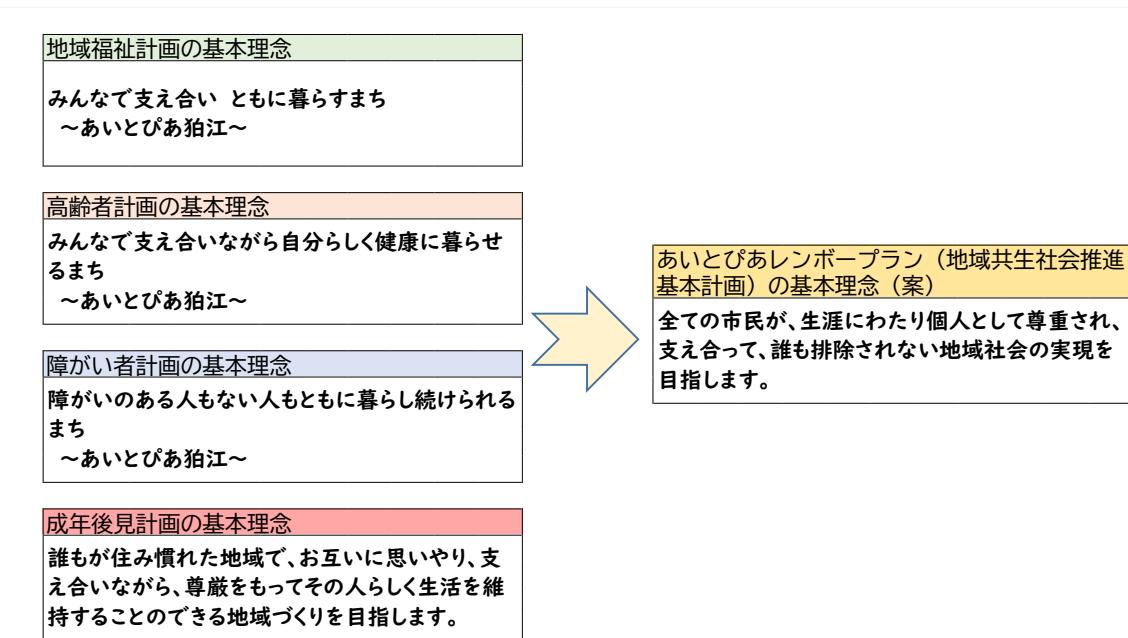
第1節 現状の整理

- 第1款 国・東京都の動向から見る現状
- 第2款 統計から見る現状
- 第3款 市民意識調査から見る現状
- 第4款 住民懇談会・市民説明会・パブリックコメントの結果
- 第5款 現行計画の進捗状況の評価
- 第6款 第8期介護保険事業計画値の検証
- 第7款 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画値の検証

第2節 課題の整理

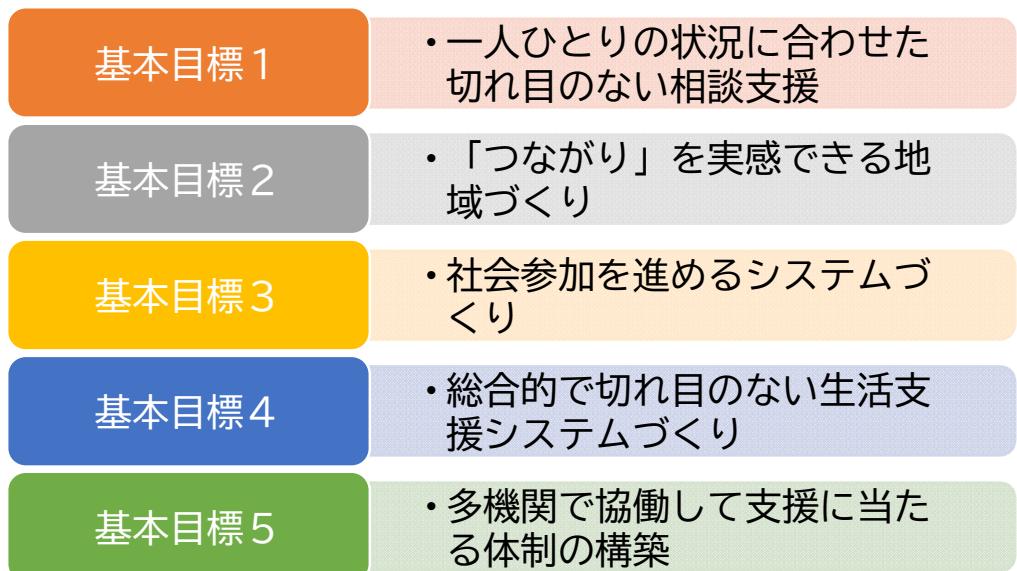
6 基本理念

現行計画の各計画の基本理念及び条例の前文で掲げた地域共生社会の実現に向けた理念を踏まえて、共通の基本理念を定めます。

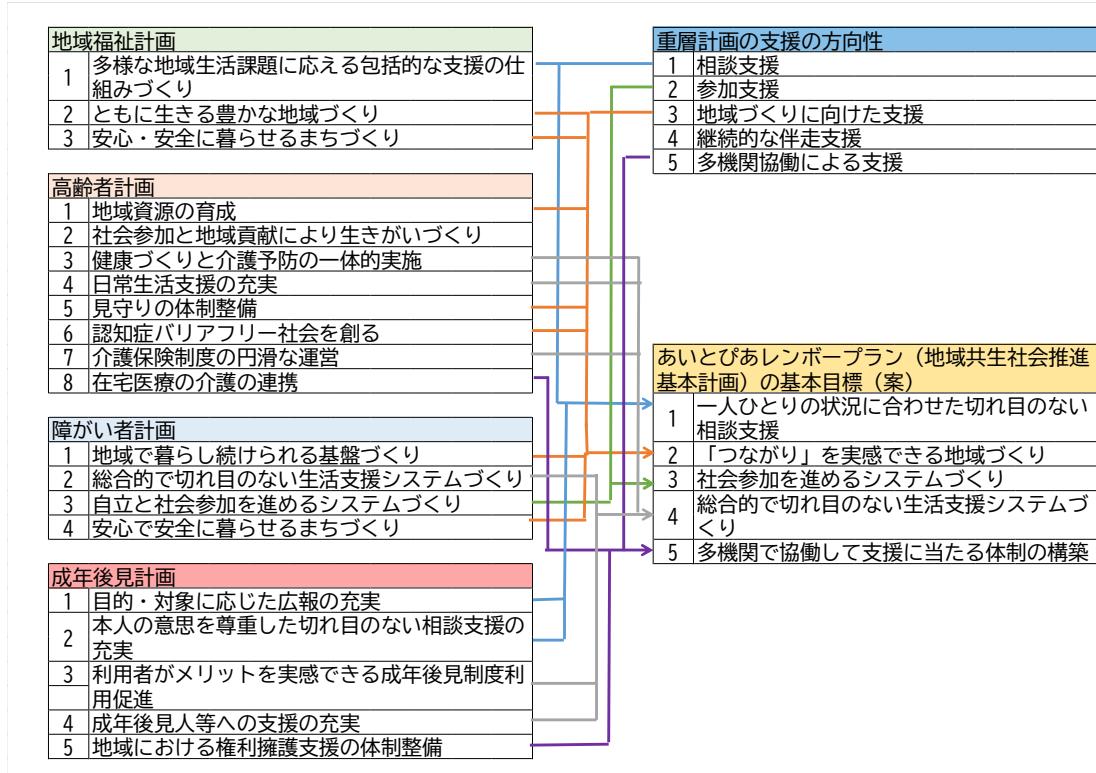


7 基本目標

現行計画の基本目標と重層計画で示されている支援の方向性を踏まえて、次とのおり共通の基本目標を定めます。



※現行計画の基本目標と重層計画の支援の方向性との関連



8 施策体系について

(1) 全世代対応型の社会保障制度の実現を目指すためには、福祉のまちづくりに資する政策・施策・事業を一体的に実施するため、共通の基本理念、基本目標を掲げましたが、「【資料3-1】あいとぴあレインボープラン策定に向けた課題の整理」の中で整理しました課題の中には分野別の課題も多くあります。これらの課題を解決するためには、分野ごとの施策を掲げ、その施策のねらい、方向性を示した上で、事業を実施し、課題の解決を図る必要があります。

他方で、制度の狭間の課題や複数の分野にまたがる複雑化・複合化した課題への対応も求められています。

そこで、次のような施策体系の下、「【資料3-1】あいとぴあレインボープラン策定に向けた課題の整理」の中で整理しました課題の解決に向けた施策を実施してまいります。

基本目標1の施策体系（例）

基本目標		地域福祉計画の施策		
1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目がない相談支援	1	(例) 生活困窮者の自立支援を行います。	
		高齢者計画の施策		
2		1	(例) 地域包括支援センターの総合相談支援機能を発揮できるようにします。	
		3	障がい者計画の施策	
		1	(例) 基幹相談支援センターを設置します。	
		成年後見計画の施策（後見制度・権利擁護支援）		
4		1	(例) 意思決定支援を重視した相談支援を充実させます。	
		5	重層計画の施策（分野横断・制度の狭間）	
		1	(例) ひきこもり相談窓口を設置し、周知します。	

(2) 再犯防止推進計画についても同様の施策体系といたします。

第1回会議「【資料6】狛江市第1次再犯防止推進計画の策定の方向性について」で示しました課題を踏まえて施策（案）を整理したものです。

基本目標		再犯防止推進計画の施策 1
1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援	

基本目標		再犯防止推進計画の施策 1
2	「つながり」を実感できる地域づくり	

基本目標		再犯防止推進計画の施策 1
3	社会参加を進めるシステムづくり	

基本目標		再犯防止推進計画の施策
4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	<p>1 住居の確保が困難な出所（院）者の状況に応じた住居の確保を支援します。</p> <p>2 出所（院）者の出所（院）直後に福祉サービスが円滑に利用できるよう、矯正施設と連携した支援をします。</p> <p>3 依存症等の出所（院）者が出所（院）の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援をします。</p>

基本目標		再犯防止推進計画の施策
5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築	<p>1 触法高齢者、障がい者への対応、依存症への理解、偏見や陰性感情の解消などを目的とした職員、市内福祉関係機関向けの研修等の実施を検討します。</p> <p>2 在所（院）者の出所（院）に向けて矯正施設の連携を推進します。</p> <p>3 出所（院）者の出所（院）の前後に福祉関係部署間のみならず、市内福祉関係機関・団体、保健所、医療機関、学校、更生保護機関・施設・団体などと多機関で協働した支援を推進します。</p>

9 施策について

基本目標ごとに5計画別に次のような一覧表を作成します。

表には、施策、重点施策（重点施策のみ）、施策の将来像、施策の方向性、主な事業例を記載します。

下図は、基本目標1の「5 重層計画」の施策の例です。

基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援 5 重層計画の施策（分野横断・制度の狭間）				
No.	施策	施策の将来像	施策の方向性	主な事業例
1 重点施策	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	庁内各課、関係機関が連携を図り、既存の相談支援の取組を活かしつつ、新たな事業を実施することにより、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されてい る。	<ul style="list-style-type: none">つなぐシートを活用し、複雑化・複合化した課題を抱える市民、その家族に対する支援を届けます。伴走支援を行うアウトリーチ型相談支援を強化します。相談支援業務の標準化、DXを推進することにより、業務の効率化を図り、庁内各課、関係機関の連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none">つなぐシート事業の拡大生活困窮者自立支援事業（アウトリーチ支援事業）の対象者の拡大AIを活用した相談支援システムの導入

10 実施計画について

(1) 計画の目的

この計画は、基本計画に設定している施策を着実に推進していくために、市が当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするものです。

(2) 実施計画の策定方法

実施計画については、市が当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするもので、市民福祉推進委員会に諮問することなく策定いたします。

(3) 市民福祉推進委員会の意見の反映方法

各年度の取組状況を実施計画内で記載し、報告する中で委員会の意見を次年度の予算に反映してまいります。

(4) 実施計画の対象となる施策

基本計画内で重点施策に位置付けた施策

(5) 計画期間と見直し

計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6箇年を予定していますが、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとして3箇年の取組内容を明示し、毎年度計画内容を見直すたびに計画期間を1年ずつ延伸します。

この計画の見直しは、毎年度の予算編成において、市の財政状況や周辺環境の変化、事業の進捗度合いその他の理由により見直した事業展開（予定）を基に、その後の計画内容を見直すものです。

(6) 計画の見方

ア 令和6年7月策定時

次のフォーマットで施策ごとに実施計画を策定します。

項目コード・施策	この項目の担当課	計画期間終了時点 (令和11年度到達目標)	
1-1-1 複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	担当課 福祉政策課 福祉相談課 高齢障がい課 健康推進課		
施策の方向性 ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関連機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。 ・多様な方法・主体による情報提供を行います。 ・アウトリーチ型相談支援を実施します。 ・包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。	計画期間終了時点における到達目標 既存の相談支援の取組を活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。		
3年間の取組状況	R 6	R 7	
関連する予算事業 ・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業	R 6 (事業費 ●●千円) ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉力レッジの開催 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメント ・ふらっとなんばでの多世代交流	R 7 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉力レッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんばでの多世代交流	R 8 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉力レッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんばでの多世代交流
3箇年の取組状況（成果） ※令和6年度策定時は未記載	取組内容に関する 予算事業名と担当課	当該年度を含む3箇年の取組内容・事業費 ※令和6年度は当初予算ベース。（事業の直接的係る経費のみ計上し、人件費等は未計上）	

イ 令和7年7月改定時

令和6年度の取組状況を記載し、令和7年度の取組内容及び令和8・9年度の取組内容の見込みを記載します。必要に応じて、期中見直しをします。

1-1-1	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	担当課	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	健康推進課	
施策の方向性	計画期間終了時点における到達目標						
・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関連機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。	既存の相談支援の取組を活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。						
・多様な方法・主体による情報提供を行います。 ・アウトリーチ型相談支援を実施します。 ・包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。							
3年間の取組状況	R 6 ・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・からっとなんぶでの多世代交流を行い、●人の市民が拠点に来訪した。	R 7	R 8				
関連する予算事業	R 7（事業費 ●●千円） ・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業	R 8 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・からっとなんぶでの多世代交流	R 9 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・からっとなんぶでの多世代交流				
取組内容							

11 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画（以下「共通計画」という。）・成年後見制度利用促進事業計画（以下「事業計画」という。）

（1）共通計画

ア 方向性の概要

改定後の市町村計画をもって成年後見制度利用促進の市町村計画と位置付ける。

イ 共通計画の計画期間の変更について

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで

ウ 5市協働の方向性

「成年後見制度利用促進」の取組は、共通計画の基本理念等を踏まえて、各市の福祉関連計画等を改正等することにより、その計画期間の経過後も、引き続き5市協働で取り組んでいく。

（2）方向性決定後の市の計画の方向性

ア 狛江市第2期成年後見制度利用促進基本計画を基本計画の個別計画として位置付ける。

イ 狛江市第2期成年後見制度利用促進事業計画を実施計画の個別計画として位置付ける。



12 計画策定の進め方について

（1）今後の工程について

計画工程表のとおり

（2）市民福祉推進委員会・小委員会の役割

ア 市民福祉推進委員会

（ア）計画全体の審議

（イ）地域福祉計画・重層計画に係る現状と課題の整理

（ウ）基本理念・基本目標の審議

(工) 施策体系の審議

(才) 施策（地域福祉計画・重層計画）の審議

イ 高齢・医療と介護の連携推進小委員会

(ア) 高齢者計画に係る現状と課題の整理

(イ) 施策（高齢者計画）の審議

ウ 障がい小委員会

(ア) 障がい者計画に係る現状と課題の整理

(イ) 施策（高齢者計画）の審議

(ウ) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の審議

エ 権利擁護小委員会

(ア) 成年後見計画に係る現状と課題の整理

(イ) 施策（成年後見計画）の審議

(ウ) 成年後見計画の審議